

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和 7 年 7 月 14 日
名古屋国道事務所長 神田 忠士

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局名古屋国道事務所の令和7年度名古屋国道道路事象検知システム改良工事に関する公示である。

対象となる道路事象検知システム改良工事は、名古屋国道事務所の道路事象検知システムについて、機能追加を行い、既存機能と合わせた動作確認を求めるものである。

よって、本改良工事は、当該システムを開発・設計・製作・据付した者を契約の相手方（以下、「特定予定者」という）とし契約手続きを行う予定としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、本改良工事の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

(1) 工事件名 令和7年度 名古屋国道道路事象検知システム改良工事

(2) 施工範囲 名古屋国道事務所管内

なお、施工範囲は別図を参照のこと。

(3) 作業内容 名古屋国道事務所道路事象検知システムの改良工事を行うこと。

事象検知システム改良 1 式

詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。

(4) 工 期 契約締結の翌日から令和8年3月27日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に付す応募要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされて

いる者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和7・8年度一般競争参加資格の再認定を受けていること)

③会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、当該工種とは、22工種の各工種区分をいう。

⑥本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。

また「本工事に係る設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

名古屋国道事務所に係る以下の業務

- ・令和6年度 名古屋国道修繕積算業務

（令和6年度名古屋国道修繕積算業務 P S・東建工営設計共同体）

- ・令和6年度 名古屋国道道路交通対策資料作成業務

（令和6年度 名古屋国道道路交通対策資料作成業務 P S・拓進工営設計共同体）

- ・令和7年度 名古屋国道第三出張所工事監督支援業務

（令和7年度 名古屋国道第三出張所工事監督支援業務 東建工営・P S設計共同体）

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

（イ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。

また、経常建設共同企業体として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。
中部地方整備局管内

⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2)実績に関する要件

平成 22 年度以降に元請けとして、引渡が完了した既設設備と同種の設備を新設、改造、更新、又は修繕した工事实績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成 22 年度以降に元請けとして既設設備と同種の設備を新設、改造、更新、又は修繕した工事实績を有すること。ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。

（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

同種工事：通信設備工事の施工実績

(3)配置予定技術者について

次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置すること。ただし、専任特例を活用する場合と、特定営業所技術者及び営業所技術者が職務を兼ねる場合は、専任を求めない。

①（ア）監理技術者を配置する場合は、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 1 級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者
- ・ 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る。））の資格を有する者
- ・ 監理技術者資格者証（電気通信工事業）の資格を有する者
- ・ 以降に記載する（イ）に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関し 2 年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業 7 業種以外の 22 業種の場合）
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第 15 条第 2 号ハ該当「建設省告示第 128 号（平成元年 1 月 30 日）最終改正：平成 12 年 12 月 12 日 建設省告示第 2345 号」を参照）
- ・ 1 級電気通信工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から 6 ヶ月以内に限り。）

（イ）主任技術者を配置する場合は、（ア）に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 2 級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者

- ・電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた後、建設業に係る建設工事（電気通信工事）に関し5年以上の実務経験を有する者

- ・工事担任者資格者証の交付を受けた後、建設業に係る建設工事（電気通信工事）に関し3年以上の実務経験を有する者（以下のいずれかの者に限る。）

- a. 令和3年4月1日以降に、資格試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者で、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の資格者証の交付を受けた者

- b. 令和3年4月1日以降に、資格試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者で、総合通信の資格者証の交付を受けた者

- ・登録電気工事基幹技能者講習を修了した者（実務経験を有する建設業の種類に「電気通信工事業」を含むこと（「国土交通省告示第435号（平成30年3月15日）」を参照））

- ・建設業に係る建設工事（電気通信工事）について、電気工学、電気通信工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。

- a. 高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）、専修学校専門課程 5年以上

- b. 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）、専門士 3年以上

- c. 大学（旧大学令による大学を含む）、高度専門士 3年以上

- ・建設業に係る建設工事（電気通信工事）に関し10年以上実務の経験を有する者

- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

- （「建設業法施行規則第7条の三」及び「国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）最終改正：平成28年5月17日 国土交通省告示第746号」を参照）

- ・2級電気通信工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6ヵ月以内に限る。）

②監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③配置予定技術者は、据付現場での技術者（経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員の配置予定技術者）とする。配置予定技術者は、以下に示す現場据付時期から専任で配置できるものであること。ただし、専任特例を活用する場合と、特定営業所技術者及び営業所技術者が職務を兼ねる場合は、専任を求めない。

現場据付時期：令和8年2月頃を想定

④本工事において、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省不動産・建設経済局）における専任特例1号による他の工事現場に係る職務を兼ねる監理技術者等の配置を行う場合は、同マニュアルに規定される全ての要件を満たさなければならない。

⑤本工事において、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省不動産・建設経済

局)における専任特例2号による他の工事現場に係る職務を兼ねる監理技術者等の配置を行う場合は、同マニュアルに規定される全ての要件を満たさなければならない。

- ⑥監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省不動産・建設経済局)に沿って、監理技術者等が複数の工事を一の工事とみなして、取り扱うことができる直轄工事には、以下を含む。これ以外の直轄工事及び直轄ではない工事がある場合は、それらの発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること。なお、本工事以外の発注者から承諾が認められた場合においても、本工事との合理的な技術上の管理が不可能と判断した場合は、競争参加資格を認めない。

・該当無し

- ⑦本工事において、監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省不動産・建設経済局)に沿って、(特定)営業所技術者を本工事の監理技術者等として配置を行う場合は、同マニュアルに規定される全ての規定を満たさなければならない。

(4)技術力に関する要件

- ①本改良工事に係るシステム全般の検査・試験等に関する自らの体制を有すること。
②本改良工事完成後のアフターケア体制を有すること。

4. 手続等

(1)担当部局

①契約関係

〒467-0833 愛知県名古屋市瑞穂区鍵田町2丁目30番地
名古屋国道事務所 経理課
電話：052-853-7321, メールアドレス：cbr-keimeiko@mlit.go.jp

②技術関係

〒467-0833 愛知県名古屋市瑞穂区鍵田町2丁目30番地
名古屋国道事務所 防災情報課
電話：052-853-7329, メールアドレス：cbr-na-dentu@mlit.go.jp

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和7年7月14日(月)から令和7年7月23日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から18時00分まで)
交付場所：上記(1)②に同じ。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和7年7月24日(木) 12時00分
提出場所：上記(1)②に同じ。
電子メール等(着信確認を行うこと)で送付すること。

(4)質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和7年7月18日(金) 16時00分
受付場所：上記(1)②に同じ。
電子メール等(着信確認を行うこと)で送付すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回 答 日：令和7年7月22日（火）、23日（水）の2日間

回答方法：上記(1) ②において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：令和7年7月24日（木）

実施場所：上記(1) ②に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和7年7月30日（水）

通知方法：電子メールによる。

5. その他

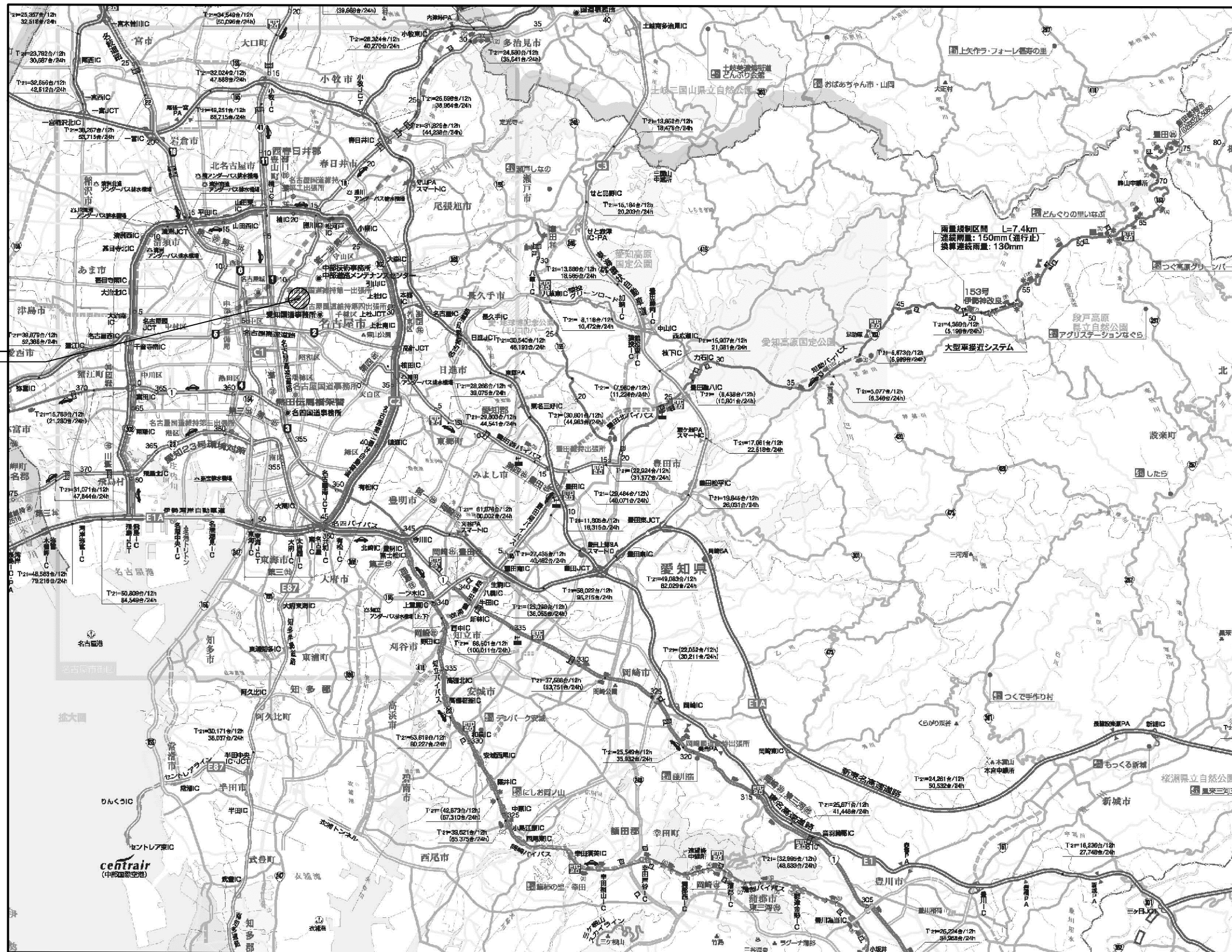
(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：4. (1)に同じ。

(3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

位置図

統合道路管理情報センター



工事名	令和7年度 名古屋国道道路事象検知システム改良工事		
図面名	位置図		
年月日			
尺度	—	図面番号	10/12
会社名			
事務所名	名古屋国道事務所		